

中国地方知事会共同アピール

「真に地方の自立に資する地方税財政制度の構築について」

平成18年度までの三位一体改革は、国の財政再建に軸足が置かれ、地方の自由度が殆ど拡大しない一方、地方団体間の財政力格差が一挙に拡大するなど、地方分権改革の理念とは程遠い極めて不十分な結果に終わった。

一方、平成20年度の地方財政対策及び税制改正においては、特別枠としての地方再生対策費の創設などにより、4年間続いた地方交付税の減額にも一定の歯止めがかかり、また、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されるなど、地域間格差の是正に一定の配慮があったところである。

しかし、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、地方の財政状況は軒並み厳しいものとなり、必要な施策の展開にも財政面から強い制約を受けている状況にある。また地方法人特別税等については、あくまでも消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定的な措置であり、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題がある。

については、税源の少ない地方にあっても、中長期的な財政についてのビジョンを持ち、自立して独自の施策を展開することができるよう、次の事項について強く要請する。

1 地方税の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築

税源の少ない地方にあっても、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を見直し、国税と地方税の割合を、まずは5対5とすること。

その大前提として、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

また、早期に地方消費税の拡充などを基本とした地方税制の本質的な改革を行い、本来あるべき偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築を実現すること。

2 地方交付税総額の復元・増額

地方交付税は、すべての地方公共団体において基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源であり、決して国の財政再建のために削減すべきではない。

平成21年度の予算編成に当たっては、三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方財政計画への地方の財政需要の適切な積み上げなどを通じ、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を充実・確保すること。

平成20年5月28日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成